

資 料 編

資 料 編

資 料 編

目 次

《資料編》

- ◆資料 1 : 「昭島市におけるコミュニティのあるべき方向について～提言～」 . . . 61
- ◆資料 2 : 「昭島市における望ましいコミュニティ構想について～答申～」 . . . 69
- ◆資料 3 : 「(仮称) 市立武蔵野会館建設に関わる要望について」 . . . 76
- ◆資料 4 : 「(仮称) 武蔵野地区学習等供用施設建設に関わる設計概要の説明
を受けての意見要望等」 . . . 79
- ◆資料 5 : 「中神駅北地域におけるコミュニティ・モデル地区事業実施要項」 . . . 80
- ◆資料 6 : 「平成 15 年度中神駅北コミュニティ・モデル地区事業委託仕様書」 . . . 81
- ◆資料 7 : 「平成 15 年度中神駅北コミュニティ・モデル地区事業委託契約書」 . . . 82

資料 1

昭島市における コミュニティのあるべき方向について

～ 提 言 ～

平成15年9月

昭島市コミュニティ推進委員会

資料 1

提言にあたって

昨年6月、市民12名で構成するコミュニティ推進委員会が発足しました。昭島市におけるコミュニティのあるべき方向を検討し、市に提言するために設置されたものです。

いま地域では、人間関係が希薄化し価値観が多様化する中で、さまざまな課題の解決にむけた取り組みを地域単位で行うことがむずかしくなっているといえます。一方で、分権の時代にあつて、自治意識の高まりとともに、市民が主体的にまちづくりや市政に参画する機会が増えています。

このように新たな局面を迎えた地域社会の状況を背景にして、昭島市は第四次総合基本計画においてコミュニティの推進を掲げました。「自らのまちは、自らが築く」という自治意識のもとに、市民が協力し合い、ふれあいの輪を広げながら、市民が主体的に住みよいまちづくりを進めるコミュニティの形成をめざそうというものです。

推進にあたって市は、コミュニティづくりの方向性を見出す段階から、市民とともに考え、作り上げていくという姿勢で進めました。その第一歩として、平成13年度に市民が企画委員として参加し、学習し意見を出し合いながら「コミュニティを考えるシンポジウム」が開催されました。そして、コミュニティへの関心の高まりに合わせて本推進委員会が設置され、市民による具体的な検討作業が始まりました。

推進委員会では、審議を進めるに際して、①コミュニティについての基本的な考え方、②区域設定、③活動拠点、④組織・事業、⑤市の支援のあり方、の5つの審議項目を設定し、概ね1年間を目途に審議を進めました。審議を進める中で、課題も明らかになってきました。コミュニティは、地域を単位とするのか、活動目的にそった集まりとするのか。既存組織との関係をどのようにするのか。活動拠点の確保やその運営・管理はどうあったらよいのか、などについて議論が展開されました。委員の間で意見が分かれることもありました。したがって、提言内容は必ずしも一つに意見がまとまったものにはなっていません。審議の中で明らかになった課題に対し、出された意見を整理する形でまとめることとしました。

また、一通り審議を終了した段階で中間まとめを行い、広く市民の意見を交換するため3日間にわたり3会場で「中間まとめ説明会」を開催しました。その説明会で出された意見についても検討し、提言内容に反映させています。

今回の提言では、コミュニティをどのように考えていったらよいのかという基本的な方向づけをしています。今後、多方面からのさらなる検討を加えるとともに、コミュニティ構想の策定に向けて、本提言が十分に生かされることを期待してやみません。

平成15年9月25日

昭島市コミュニティ推進委員会
委員長 和田 清美

資料 1

提 言 内 容

1. コミュニティについての基本的な考え方

(1) コミュニティの必要性

いま地域では、人間関係が希薄化する中で、防災・環境問題のほか、高齢者の支えあいや子どもたちの地域での活動支援など課題が山積しています。こうした地域の課題に対し、現在でも自治会をはじめ個々の団体において取り組みがなされています。

しかし、多くの団体で組織率が低下している現状にあり、活性化が現実の課題になっている状況にあります。その一方、福祉や環境問題をはじめとする市民活動やボランティア活動の活発な展開がみられます。同時に、ひとり暮らしの高齢者の見守り活動や住民の結びつきを深める中での地域ぐるみの防災・防犯活動などにみられるように、地域を単位とした活動への期待が高まっています。

このような中で、地域の課題解決にむけて、これら団体の力あるいは市民の持つさまざまな知識や技術を持ち寄る場としてのコミュニティが必要になっています。

(2) コミュニティについての2つの視点

コミュニティづくりにあたって2つの視点があります。一つは、一定の地域を単位としてそこに住む人々を中心に考えていこうというもの。この場合、市域を区割りすることになります。

もう一つは、地域にこだわらずに課題や目的にそって考えていこうというものです。

いずれにしても、人々の力を集めるにはどうしたらよいか、既存の地域団体と市民団体やボランティアとがどう連携していくか、また、関心のある個人の参加をどうつくるか、が課題になっています。

(3) コミュニティについての考え方

コミュニティを考える場合、目的にしたがって人が集まることを大事にすべきで区域を定めることにこだわらなくてもよいのではないかと、という意見もありましたが、本推進委員会では、一定の地域を単位として、そこに住む住民が連帯感を持って協力し合いながら地域課題の解決にむけた活動を推進する、いわゆる地域コミュニティについて検討を進めました。その内容としては、次のとおりです。

◇一定の地域の中で、さまざまな団体や個人が連携して、自主的・主体的に地域課題の解決にむけた活動をする。こうした取り組みを通して、地域における人と人との結びつきを深め、豊かな人間関係をつくるとともに、住民自治に根ざしたまちづくりへの参加を進める基盤をつくる。

◇運営組織として協議会(仮称)を設置する。協議会では、住民それぞれの違いを尊重し、開かれた運営により、できることから楽しく活動する。

2. コミュニティの区域設定

コミュニティの区域を設定するにあたっては、人々が集まり交流しやすい大きさ、活動拠点の配置や人材の確保を勘案するとともに既存組織の単位と重ならない大き

資料 1

さ、などを考慮しました。また、区割りをする場合、学校区あるいは団体のブロックや計画区域など、どういった単位で区分けするのが望ましいかについても検討しました。この結果、区域設定について次のようにまとめました。

◇都市計画マスタープランの5地域を基本とし、市域を5～6つに区分けする。なお、この大きさは中学校地区程度、人口2万人程度の区域となる。

＜都市計画マスタープランの5地域＞

◇人々が集まり交流しやすい範囲を考えると、5～6つに区分けされた区域の中に2～3つの活動単位あるいは拠点を設けることが望ましい。

(省略)

◇また、市内の5駅（西立川・東中神・中神・昭島・拝島駅）と結びつけて、駅周辺を人々の交流、情報交換の場とする「最寄駅コミュニティ」といった発想を取り入れる。

◇なお、生涯学習推進計画において、小学校地区を単位とした生涯学習活動の推進が示されているが、地域で混乱を起こさないよう市の内部で調整し、それぞれが整合性をもった推進を図る必要がある。

3. コミュニティの活動拠点

コミュニティ活動においては、活動する場の確保はもとより、区域内の住民が気軽に集まり交流する場や、みんなで話し合い運営していくといういわば活動の目標になる場をつくることは、たいせつな要素といえます。このような活動拠点として、施設を新たに建設するのは困難な状況にあります。

そこで、既存の施設を活用して各コミュニティに活動拠点となる施設を配置していくという方向で、市立会館の活用と学校施設の地域開放の可能性について検討しました。併せて、これら施設をコミュニティの協議会が自主運営・自主管理することについて検討し、次のようにまとめました。

(1) 市立会館の活用について

◇活用にあたって、コミュニティ(協議会)が市立会館を占有する形は好ましくない。公共施設である以上、みんなが公平に使えるように考えるべきで、現に利用している人たちを締め出したり不利益になったりしないようにすることを原則とする。

◇市立会館の中に可能なスペースを見出し、独自の施設としてコミュニティルームを設置する。このコミュニティルームについては、協議会が自主運営・自主管理する。

◇自主管理の範囲は、施設の利用促進などの運営管理であり、保守点検、修繕、光熱水費などは市が負担する。

◇市立会館をコミュニティの活動拠点として住民が自主運営・自主管理することについては、現状の施設状況と利用実態を考え合わせると、協議会の中で合意を得ることはむずかしいといえます。しかし、市立会館の新たな建設や改修に合わせ、ある

資料 1

いはコミュニティ・モデル地区事業の取り組みを通して一定の条件が整えば、自主運営・自主管理に移行することが望ましい。

(2) 学校施設の地域開放について

◇地域開放にむけて関係機関と調整し、市内の小中学校で可能なところはコミュニティ施設として活用する。使用にあたっては、教育委員会及び学校当局と十分な事前調整が必要である。

◇学校施設を地域に開放する場合、施設上の条件としては、学校教育で占有する部分と開放する部分が分けられること。独立した棟、あるいは校舎の端にありシャッターなどで区切ることができ、出入口が外に向いていて、トイレが別にある、など。

◇利用にあたっては、子どもたちの学習活動に支障をきたさないよう使い方のルールを定め、運営組織（協議会）などに登録した団体が使用する。また、子どもたちの学習活動との兼ね合いで、状況によっては利用日・時間などの制約を設ける必要がある。

(3) 活動拠点の確保にあたって

コミュニティにおける活動拠点は、既存の施設を活用する形で確保せざるを得ない状況にあります。しかし、言うまでもなく既存施設は、既にそれぞれの目的をもって使用されています。このような中で活動拠点を確保するには、コミュニティを推進する市の統一した立場で、それぞれの施設を所管する部署との調整を図り、実現にむけた対応が必要です。

4. コミュニティの組織及び事業

コミュニティのめざすところは、住民自らが参加して、地域の生活環境をより良くしていくことにあります。したがって、そうした目標にむかって推進していくためのコミュニティ組織には、地域住民の誰もが参加でき、住民の合意形成のできる仕組みが必要です。

また、コミュニティが行う事業は、地域課題の解決にむけて住民が主体的に参加して、話し合い、みんなで決定し、

①行政が行うべきものは行政に要望して反映させる

②行政と協力して行うものは協働していく

③住民自らができることは、協力・連携しながら実施する

という取り組みが求められます。

推進委員会では、こうした視点に立ってコミュニティ組織・事業について次のようにまとめました。

(1) コミュニティ組織について

組織づくりにあたって、既存の団体のつながりを基本にする考え方と、個人で参加することを基本にする考え方が示されました。これに対し、本推進委員会では、組織の構成については一律に決めるのではなく、それぞれの地域の特性や活動の目標に合わせた組織づくりを進めることが望ましい、という結論に達しました。

資料 1

また、「先に組織ありき」ではなく、魅力ある活動をつくりながらそれに見合った組織をつくるという考え方が大事といえます。

①コミュニティ組織の望ましい姿

◇魅力があり、共感できる活動目標や活動内容がある。

◇誰でもが自由に加入できる開かれた組織であり、上下関係を持たずに運営・活動できる。

◇老若男女、外国人、障害を持っている人など、地域で生活し活動するさまざまな人々を幅広く受け入れていく許容性がある。

◇コミュニティの問題点や課題を客観的に指摘する、あるいは活動の風通しをよくする、ためのコーディネーターがいる。

◇活動の中からリーダーは育っていくもの、さまざまな能力を持つ人を地域で発掘していく。

②組織づくりの2つの形態

◇自治会をはじめとする既存の地域団体と市民団体が横断的につながる形で協議会をつくり、その協議会に個人でも加入できるようにする。

◇活動に賛同する個人が集まり組織化するというもので、団体に所属する人であっても個人として加入するという形で組織づくりする。

(2)コミュニティ事業について

事業を実施するにあたっては、それぞれの地域のニーズや課題を把握し認識を共有する中で、その解決にむけた活動を具体的に見出していく必要があります。同時に、住民から共感が得られ魅力ある活動として、多くの方の参加や協力が得られることが必要です。このような活動を進めるうえで、次のような視点が大事です。

◇人と人とがかかわる中で、一緒に楽しめる活動をつくりだす。

◇活動を通して、世代間の交流など連携・協力の輪を広げる。

◇身近に気軽に集まれる場や地域のさまざまな情報が集まる場を設け、参加の機会や活動の輪を広げる。

5. コミュニティに対する市の支援のあり方（コミュニティと市との関係）

コミュニティが、地域の生活環境をより良くしていこう、住民の生活を向上させていこうというものである以上、その活動への支援は必要なことといえます。しかし、市はコミュニティの自主性・主体性を尊重し、コミュニティの運営や事業に対する支援については、その自主性を損なわないように留意する必要があります。

また、コミュニティで合意形成されたまちづくりへの要望や構想に対して、市は、市政に反映させるしくみをつくり、実現させていく努力が必要です。そして、このようなコミュニティと市との関係を通して、まちづくりにむけた協働を推進していく必要があります。

いずれにしても、市民の主体的なコミュニティ活動に対する側面からの支援ということになりますが、必要な支援として、「施設の提供・情報の提供」、「財政的な支援」、

資料 1

「人材の育成・確保」をあげ、それぞれに次のようにまとめました。

①施設の提供・情報の提供

◇活動拠点、活動の場の確保ができるよう、条件整備を図る。

◇コミュニティ相互の情報交換などのために機関紙を発行する。

②財政的な援助

◇人集めや活動には費用がかかるものであり、その費用に対する援助は必要である。
また、自由に使える形になるとよい。

◇補助金を使うための、予算消化のための活動になっては困る。一律に配分するのではなく、地域特性を生かした財政支援や活動を行う上での費用の必要度によって支援する方法などを検討する必要もある。

③人材の育成・確保

◇活動拠点の管理員や事務局的な関わりをする人員を、市が費用負担しコミュニティ組織が雇うという形で配置する例がある。

◇客観的立場でのコーディネーターの配置。

◇まちづくりは人づくりといわれる。リーダー育成の講習会を開催する。

市は、以上のように、コミュニティの運営や活動に対し支援するとともに、コミュニティを地域における市民参加の基盤と捉え、住みやすいまちづくりにむけて地域住民の間で合意形成された要望や構想を市政に反映させる仕組みをつくることが求められます。

6. 今後のコミュニティ推進にむけて

市は、本推進委員会におけるコミュニティづくりの方向づけと合わせて、モデル地区事業として実験的に、一定の地域における住民の主体的なコミュニティづくりの取り組みを進めています。同時に、市内部の調整機関として庁内コミュニティ検討委員会を設置しています。これら3つの事業を連携させて、今後、コミュニティの具体的な方向を示す構想づくりへと結びつけていくことが計画されています。

コミュニティの推進にあたって「コミュニティは市民自らがつくる」という基本姿勢がたいせつです。その意味でコミュニティ構想は、具体的で分かりやすく、なによりも市民にとって望ましいものでなければなりません。今後、地域において住民が主体的にコミュニティづくりを進めるうえで、具体的な指針となるような構想が望まれるところです。

本推進委員会の提言は、コミュニティをどのように考えていったらよいのかについて、より多くの市民の意見を集約し市民としての思いをまとめたものです。これからの昭島市のコミュニティに対する考え方の基本的な方向づけをしたものです。しかし、コミュニティは社会の中で常に変化しつづけるものです。それに対応してコミュニティのあり方も見直していかなければなりません。ここで示した基本的な方向に基づき、具体的に実現可能な方向を精査して、構想策定へと結びつけられることを願います。

資料 1

<コミュニティ推進委員会開催状況>

回	開催日時	会場	主な内容
1	6月13日(木) 午後7:00～9:00	市役所 602 会議室	・市のコミュニティ推進計画について ・推進委員会における審議課題について
2	7月8日(月) 午後7:00～9:00	市役所 205 会議室	・コミュニティの基本的な考え方について
3	8月9日(金) 午後7:00～9:00	市役所 602 会議室	・コミュニティの基本的な考え方について
4	9月19日(木) 午後7:00～9:00	市役所 602 会議室	・区域設定について ・活動拠点について
5	10月18日(金) 午後7:00～9:00	市役所 205 会議室	・モデル地区事業について ・活動拠点(市立会館)について
6	11月18日(月) 午後7:00～9:00	市役所 603 会議室	・活動拠点(市立会館)について
7	12月9日(月) 午後7:00～9:00	市役所 603 会議室	・活動拠点(学校施設)について
8	1月20日(月) 午後7:00～9:00	市役所 602 会議室	・コミュニティ組織について
9	2月17日(月) 午後7:00～9:00	市役所 602 会議室	・コミュニティ組織・事業について
10	3月17日(月) 午後7:00～9:00	市役所 603 会議室	・市の支援のあり方について
11	4月22日(火) 午後7:00～9:00	市役所 603 会議室	・中間まとめについて
12	5月19日(月) 午後7:00～9:00	市役所 603 会議室	・中間まとめについて
13	7月22日(火) 午後7:00～9:00	市役所 602 会議室	・中間まとめ説明会での意見などについて
14	8月19日(火) 午後7:00～9:00	市役所 602 会議室	・中間まとめ説明会での意見などについて ・提言書作成にむけて
15	9月19日(金) 午後7:00～9:00	市役所 602 会議室	・提言書作成について

資料 2

昭島市における 望ましいコミュニティ構想について

～ 答 申 ～

平成16年10月

昭島市コミュニティ構想策定委員会

答 申 に あ た っ て

昭島市は、平成 13 年度から向こう 10 年間にわたり市の指針となる第四次総合基本計画を策定しました。その中に、「自らのまちは、自らが築く」という自治意識のもとに、市民が協力し合い、ふれあいの輪を広げながら、自主的に住みよいまちづくりに取り組むコミュニティの推進を掲げました。

推進にあたって市は、コミュニティづくりの方向性を市民とともに考え、作り上げていくという姿勢で進めました。その第一歩として、平成 13 年度に市民が企画委員として参加・運営した「コミュニティを考えるシンポジウム」を開催しました。翌年には、本市におけるコミュニティのあるべき方向を検討するため、市民及び有識者の 12 名で構成するコミュニティ推進委員会を設置しました。推進委員会では、1 年余り 15 回にわたる審議を重ね、コミュニティをどのように考えていったらよいのかという基本的な方向について市に提言しました。このように方向性を考え合う事業と合わせて、実際に住民の皆さんが地域で実験的にコミュニティづくりに取り組むモデル地区事業を、平成 14 年度から中神駅南地域で、平成 15 年度からは同駅北地域で開始しました。

そして本年 1 月に、本会である「コミュニティ構想策定委員会」が設置され、推進委員会の提言を踏まえて、「昭島市における望ましいコミュニティ構想について」検討するよう市長から諮問を受けました。委員の構成は、推進委員会から引き続いての委員が 10 名、モデル地区事業の協議会（「あきしま・街づくり市民会議・なかがみ」）からの推薦委員が 1 名の計 11 名でした。

審議の冒頭、構想内容を検討するに際しての市の考え方が示されました。推進委員会やモデル地区事業での取り組みを受けて、庁内の関係部署により検討・調整されたものでした。それによると、①コミュニティの単位として 6 つの区域を設定し、それぞれの区域に活動拠点を配置する、②区域ごとに自主的な組織として(仮称)コミュニティ協議会を設立する、③その協議会と市は、協働して区域のまちづくりを推進する、など地域でコミュニティづくりを進めていくにあたっての考え方が示されました。

本委員会では、市の考え方を審議課題にしながら、住みよいまちづくりにむけて住民の皆さんが結びつきを深め連携・協力していくコミュニティづくりを進めるため、その指針となるべき構想について検討してきました。そして、市内全域にわたってコミュニティづくりが活発に展開されることを願い、できる限り簡潔に分かりやすい構想になることをめざして、月 1 回、10 回の審議を重ねて、ここに答申としてまとめました。

今後は、コミュニティ構想の策定を通して、本答申の趣旨を生かしたコミュニティづくりが市内の各地域で進められるよう、市において努力されることを願ってやみません。

平成 16 年 10 月

昭島市コミュニティ構想策定委員会

委員長 和田 清 美

昭島市における望ましいコミュニティ構想について

答 申

<コミュニティの必要性>

いま地域では、人間関係が希薄化する中で、ひとり暮らしの方の死が何日も発見されない、あるいは白昼に子どもが連れ去られるといった事件が多発するなどの問題が起こっています。このような特徴的なできごとのほかにも、防災・防犯や環境問題をはじめ、高齢者の支えあいや子どもたちの地域での活動支援など課題が山積しています。これら地域の課題に対し、現在でも自治会をはじめ個々の団体において取り組みがなされていますが、個々の団体の取り組みだけでは、効率的・効果的な解決ができない課題も多くなっています。

このような中で、地域の課題解決にむけて、また、生活の豊かさや潤いを求めて、地域のさまざまな団体の力あるいは市民の持つさまざまな知識や技術を持ち寄る場としてのコミュニティが必要になっています。

<みんなが支えるコミュニティ>

私達の生活は、地域の生活環境との関わりを抜きにしては成り立ちません。道路の整備はどうなっているか。周辺がごみなどで汚れていないか。子どもたちは外で安全に遊べるか。隣近所との関係は……などなどの状況と関わりあいながら、日々の生活を送っています。

コミュニティは、生活環境をより良くしていくことを目的に、住民同士が連携・協力しながら活動する集まりです。今日、生活環境のことは「役所に任せておけばよい」ということではなく、「自らのまちは、自らが築く」という意識の高まりにあわせた住民の自主的な活動が求められています。住民自らが生活環境をより良く潤いのあるものとするために、地域のさまざまな課題の解決にむけた活動を行い、市民と行政とが役割を分担して住みよいまちづくりを進めていく必要があります。

このことをコミュニティ活動推進の視点からみると、人々の力を集めるにはどうしたらよいか、既存の地域団体と市民団体やボランティアとがどう連携していくか、また、関心のある個人の参加の場や機会をどうつくるか、ということが重要な要素になります。

資料 2

＜コミュニティのめざすもの＞

①地域の課題解決能力を高める。

コミュニティでは、人と人との結びつきを深め連帯意識を高める中で、連携・協力しながら地域のさまざまな課題に対して自主的に解決していく能力を高めることが必要です。こうした地域住民の力によって、住みよいまちを築いていきます。

②地域における市民参加の基盤をつくる。

また、コミュニティにおいては、住みよいまちづくりにむけて市政に建設的な提言をしていく基盤をつくる必要があります。これに対して市は、地域住民の間で合意形成された要望や構想を市政に反映できる仕組みをつくる必要があります。

＜コミュニティの実現のために＞

1. コミュニティ区域

昭島市は、一定地域を単位に住民が連携・協力して地域課題の解決にむけた活動をする集まり、いわゆる地域コミュニティの形成・推進をめざします。そのコミュニティ区域の大きさは、本市における複数の自治会ブロック、ウイズユース、PTA、老人クラブなどを包含した範囲とすることが望ましく、次のとおりとします。

①大まかには、都市計画マスタープランの5地区を基に、その第4地区（青梅線より南側の中央部分）を2つに分けた6つの区域をコミュニティ区域の目安とします。

②具体的な区域は、市立会館等を活用した活動拠点を中心に、生活実態や活動実態に合わせ住民が地域の課題解決のために集い、活動する中で協議会間で調整して決めます。

③活動拠点は、次の施設を候補として協議会と市とで相談して決めます。

ア) 中神駅・東中神駅北区域……………(仮称)武蔵野会館、富士見会館など

イ) 昭島駅・拝島駅北区域……………堀向会館、堀向公会堂（活用の仕方などついて地元自治会と調整する。）など

ウ) 東中神駅・西立川駅南区域……………福島会館、玉川会館など

エ) 中神駅南区域……………朝日会館など

オ) 昭島駅南区域……………昭和会館、大神会館など

カ) 拝島駅南区域……………緑 会館、拝島会館、やまのかみ会館など

資料 2

2. コミュニティ協議会

コミュニティ区域ごとに、運営組織として（仮称）コミュニティ協議会（以下、「協議会」という。）を設立します。

協議会では、住民全体の生活環境の向上をめざして、住民が自主的にさまざまな地域課題の解決にむけた活動を行います。

（1）設立にあたって

それぞれの区域の地域特性に合わせて、団体や個人が参加・連携して協議会をつくります。

（2）協議会の運営・活動

- ①協議会への参加は住民の自由な意思によることを原則とし、住民の積極的な参加を促します。
- ②既存団体との連携や人材の発掘を行う中で、リーダーの確保や養成について十分配慮します。
- ③できるだけ住民全体の意見を反映するよう努め、住民の合意形成のしくみをつくります。
- ④活動内容は、地域課題に合わせてそれぞれの協議会で決定します。活動するにあたっては、さまざまな団体との連携を図りながら活動の輪を広げるよう努めます。

（3）協議会と市との関係

- ①市が行うべきことと市民ができることの役割を明確化する中で、住みよいまちづくりにむけて協議会と市とは対等な立場で協働します。そして、市は、地域住民の間で合意形成された要望や構想を反映する仕組みづくりに努めます。
- ②コミュニティ活動は、当該区域住民すべての生活環境の向上をめざして行われるものであり、市からの財政支援が必要です。財政支援は、コミュニティ活動を奨励・促進するための基本部分と活動実態に合わせて加算される加算部分をもって行われることが望まれます。
また、協議会は自主財源を得るよう努めます。
- ③市は情報提供のほか、人材育成、広報活動、啓発活動を支援し、協議会の育成・発展に努めます。

3. 活動拠点

コミュニティ区域ごとに、市立会館などを活用してコミュニティ・ルームを設けて活動拠点とします。また、学校施設を独立したコミュニティ施設として改修・整備する中で、活動拠点として活用することをめざします。

資料 2

(1) 市立会館の活用

市立会館の1室をコミュニティ・ルームとして協議会の活動で利用します。その利用形態は、会合はもとより日常的な打ち合わせや作業、住民の情報交換の場としても利用できるものとしします。

(2) 市立会館の運営管理

コミュニティ・ルームの運用と合わせて、協議会の活動の発展にとって必要性を認識したうえで、協議会が市立会館の運営管理（施設の維持管理は市が行う）を行うことが望ましく、特に、今後新たに建設あるいは改築される市立会館にあつては、協議会が運営管理する方向で調整されることが望まれます。

(3) 市立会館を協議会が運営管理する場合

①市は、施設の開閉・部屋の貸出・利用案内など市立会館の運営管理について協議会に委託します。

②市は、常駐の管理員を配置するための費用を負担します。

(4) 学校施設の活用

学校施設の活用にあたっては、学校教育で使用している部分とシャッターなどで区分し玄関やトイレを別にするなどの改修・整備を行うとともに、その施設管理を学校教育機関から切り離す必要があります。こうした条件の整備を進めながら、協議会が運営管理してコミュニティ施設として活用できるよう調整します。

資料 2

<コミュニティ構想策定委員会開催状況>

回	開催日時	会場	主な内容
1	1月20日(火) 午後7:00～9:00	市役所 602会議室	・諮問事項について ・構想策定にむけての市の考え方について
2	2月16日(月) 午後7:00～9:00	市役所 205会議室	・コミュニティ区域について
3	3月15日(月) 午後7:00～9:00	市役所 602会議室	・コミュニティ区域について ・活動拠点について
4	4月22日(木) 午後7:00～9:00	市役所 205会議室	・活動拠点について
5	5月27日(木) 午後7:00～9:00	市役所 602会議室	・市立会館の運営管理について ・コミュニティ運営組織について
6	6月24日(月) 午後7:00～9:00	市役所 603会議室	・市立会館の運営管理について ・コミュニティ運営組織について
7	7月22日(木) 午後7:00～9:00	市役所 602会議室	・協議会と市との関係及び市の支援について
8	8月23日(月) 午後7:00～9:00	市役所 205会議室	・答申(案)の検討
9	9月29日(水) 午後7:00～9:00	市役所 205会議室	・答申(案)の検討
10	10月25日(月) 午後7:00～9:00	市役所 205会議室	・答申(案)の検討

資料 3

平成15年2月25日

昭島市教育委員会
教育長 小林 肇様

昭島市自治会連合会第15ブロック長 座間康臣
(昭文自治会、文化自治会、むさしの自治会
メゾンエクレーレニュー昭島自治会、中神団地自治会
日の出自治会、ブルーミングガーデン昭島自治会)
昭島市自治会連合会第20ブロック長 小野正敏
(プレイシア自治会)

(仮称) 市立武蔵野会館建設に関わる要望について

掲題について次のとおり要望いたします。

(基本認識)

- 1、コミュニティー会館としての機能を考慮
- 2、少子・高齢化、核家族化の進捗
- 3、生涯学習の観点
- 4、地域内に公共施設が少ない事情（除学校）
(中神地区区画整理事務所◎、15ブロック7自治会のうち自治会集会所1箇所
区画整理保留地借用集会所2箇所◎、マンション内集会所1箇所、第20ブロッ
ク1自治会マンション内集会所、◎は区画整理実施にともない消滅)
- 5、バリアフリー対応

なお当会館の施設は、区画整理事業の為長年の間延び延びになっていたものであり、
地域住民の念願であることをふまえ、要望に対し積極的な対応をおねがいします。

(要望 1、在来施設に関するもの)

- 1、(大) 集会スペース
2部屋繋げれば150人程度の収容可能なもの
収納式舞台および予備室

資料 3

2、学習室

収容人数を削減する

3、休養室

その1部に利用価値を考慮し和室2部屋繋げれば30人程度収容可能なもの
可動式仕切り壁（和風）、茶の湯ができる設備、破れない障子紙

4、保育室

兼休養室として、カーペットの設備とする
（幼児、児童、障害者または軽体操—例えば ヨガ、踊り、ストレッチ等—多目的に使用）

5、湯沸かし室

在来のものでなく、簡単な調理器具、用具が収容できる部屋

（要望2、新規施設等）

1、新学習室

生涯学習の観点もふまえ厨房、調理用具等を備えた調理室を兼用する
これにより会館内での飲食も可能

2、1階に休養室兼集会室（30～40人規模の洋室）の配慮

斎場として小規模なケースに対応

3、上記に隣接した休養室（8～10畳程度の和室）の配慮

4、音楽室兼休養室

大きな音のでるものに対応するもの（例えば カラオケ、合唱、大正琴、バンド等）
廊下から室内が見えるドア必要

5、フリースペース

市民が自由に立ち寄り交流できたり、情報が得られる広場（ロビー）

6、市の出張所機能を備えたコーナー

資料 3

7、受付兼事務室

8、印刷室

団体の連絡用棚の設置

(要望 3、その他設備)

- ・エレベーター、障害者トイレ、冷暖房機器の個別化、防音対策（在来学習室、仕切りの場合の遮断効果）、在来学習室フロア等の I T 対応、カラオケセット、
- ・駐車場スペースは最低 5 ～ 6 台確保

(その他)

会館名をどうするか（武蔵野でよいか？）

以上

資料 4

平成15年8月5日

昭島教育委員会
教育長 小林 肇様

(仮称) 市立武蔵野会館建設・運営検討委員会
委員長 座間康臣

(仮称) 武蔵野地区学習等供用施設建設に関わる設計概要の説明を受けての意見要望等

掲題施設の設計に関わる地元要望につきましては、多くの項目の採用にご努力いただき有り難うございます。

本委員会では設計概要の説明を受け、再度検討した結果下記のように修正と再要望を致しますので再度ご審議賜りますようお願いいたします。

記

1、集会室（定員150人程度）について

- ・2室の仕切りを、3室の仕切りとする

（修正事由）洋室の稼働部屋数を増やすため

2、市の出張所の設置（有人）

（再要望の事由）線路北の市出張所施設の設置は住民の長年の要望であることに加え、当該地域は近年益々立地変貌著しく、世帯・人口とも急増中で今後もその傾向が続くものと思われ、現状では相対的な行政サービスの低下に繋がるものと危惧している。今回の市関連施設の建設は設置の好機であると再考をお願いするものである。

3、基本設計の段階での説明会の開催

（事由）図面による具体的なイメージがつかめ、場合によってはより良い内容のものとすることが考えられる。

なおこの地区の事情（区画整理事業地区）や当初の当該施設建設からの時間の経過また最近の住民によるまちづくり意識等から、当該施設をコミュニティー活動拠点としての期待から「自主管理・自主運営」に強い要望があることをご理解いただきたい。

以上

資料 5

中神駅北地域における コミュニティ・モデル地区事業実施要項

1. 目 的

本市における望ましいコミュニティのあり方を示す「コミュニティ構想」の策定に合わせ、各地域における取り組みの参考とするため、一定地域を定め実験的にコミュニティづくりに取り込む。

2. 対象地域

自治会の第 15 及び第 20 ブロックの区域

3. 実施期間

平成 16 年 1 月～平成 18 年 3 月（平成 15 年度～17 年度）

4. 実施内容

①（仮称）コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）の設定

ア）地域住民の皆さんが自主的に住みよいまちづくりのために連携・協力して活動する協議会（名称は、準備会で相談し決定する。）の設立をめざす。

イ）（仮称）市立武蔵野会館の建設に関し市民要望を取りまとめるために組織された集まりを基に、区域内の自治会、子ども会、老人会、PTA、青少年とともにあゆむ地区委員会、民生・児童委員、工業団地協力会の皆さんで準備会を結成し、協議会の設立にむけた検討・準備を進める。

②事業の実施

ア）（仮称）市立武蔵野会館の運営のあり方についての検討

イ）地域の団体などの皆さんが集まり、地域課題について検討・調整する機会を設ける。

ウ）その他、協議会の発案により本事業の目的を達成するために必要な活動を行う。

③まとめの作成

3 か年の成果（事業内容、問題点、検討内容など）をまとめる。

5. 事業形態

事業委託

資料 6

平成 15 年度中神駅北コミュニティ・モデル地区事業委託仕様書

1. 件 名

平成 15 年度中神駅北コミュニティ・モデル地区事業委託

2. 目 的

一定地域を定め、そこに住む住民がよりよい生活環境づくりをめざし、主体的に協力・連携して地域課題の解決に向けた活動をするコミュニティの形成について、別紙「中神駅北地域におけるコミュニティ・モデル地区事業実施要項」（以下「実施要項」という。）にしたがい、実験的に取り組むことを目的とする。

3. 対象地域

自治会の第 15 ブロック及び第 20 ブロックの区域

4. 事業内容

（仮称）市立武蔵野会館の建設に関連して区域内の団体間で自主的に取り組んだ活動を継続し、次の事業を行う。

- （1）（仮称）市立武蔵野会館建設・運営協議会準備会（以下「準備会」という。）の体制整備を図る。
- （2）準備会における活動計画など検討し、実施要項に規定する協議会の設立及び事業実施にむけた検討を開始する。

5. 協 議

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする。

資料 7

平成 15 年度中神駅北コミュニティ・モデル地区事業委託契約書

第 1 条 昭島市長 北 川 穰 一（以下「甲」という。）と（仮称）市立武蔵野会館建設・運営協議会準備会会長 座 間 康 臣（以下「乙」という。）との間に、コミュニティ・モデル地区事業の委託契約を締結する。

第 2 条 本委託の目的・内容及び対象地域などは、別記「仕様書」のとおりとする。

第 3 条 契約期間は、契約締結日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

第 4 条 委託料は、200,000 円とする。

2 甲は、契約締結後、速やかに乙に委託料を支払うものとする。但し、委託業務終了後、余剰金が発生した場合には乙は甲に返還するものとする。

3 この委託料は、本事業以外の事業に使用してはならない。

第 5 条 乙は、委託業務が完了したときは、事業報告とともに速やかに委託料の使途について甲に報告しなければならない。

第 6 条 この契約に定めがない事項、またはこの契約について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各々 1 通を保有する。

平成 16 年 1 月 20 日

委託者 甲 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市長 北 川 穰 一

受託者 乙 昭島市宮沢町 468 番地
（仮称）市立武蔵野会館建設・運営協議会準備会
会 長 座 間 康 臣

市立武蔵野会館配置図

